年度駒ヶ根市合併処理浄化槽

設置整備事業補助金交付申請書

　　　　年　　月　　日

駒ヶ根市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ　り　が　な

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年度において合併処理浄化槽を設置したいので、駒ヶ根市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 設置場所 | 駒ヶ根市　　　　　　　　　　　（　　　区　　組合） |
| ２ | 浄化槽の型式 | 商　標 | 人　槽 |
| ３ | 交付申請額 | 円 |
| ４ | 住宅の区分 | １　既存住宅　　２　新築住宅　　３　借住宅 |
| ５ | 住宅の所有者 |  |
| ６ | 着工予定年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| ７ | 完了予定年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| ８ | 工事の見積額 | 円 |
|  | 確認欄 |
| 　添付書類　（１）審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、 |  |
| 　　　　　　　　　又は建築確認済証及び浄化槽設計概要書の写し |
| 　　　　　　（２）設置場所の案内図 |  |
| 　　　　　　（３）住宅の平面図に排水系統、合併処理浄化槽等 |  |
| 　　　　　　　　　の位置及び放流先を表示した図面 |
| 　　　　　　（４）補助事業に係る経費の見積書 |  |
| 　　　　　　（５）浄化槽の構造及び仕様書 |  |
| 　　　　　　（６）住宅を借りている者は、所有者の同意書 |  |
| 　　　　　　（７）請負契約書の写し |  |
| 　　　　　　（８）登録証 |  |
| 　　　　　　（９）登録浄化槽管理票（C票） |  |
| 　　　　　　（10）維持管理に関する誓約書（自筆） |  |
| 　　　　　　（11）その他市長が必要と認める書類 |  |

　　　　年度駒ヶ根市合併処理浄化槽

設置整備事業実績報告書

　　　　年　　月　　日

駒ヶ根市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふ　り　が　な

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　年　　月　　日付補助指令水道第　　　号で補助金交付決定を受けた　　　　年度合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

　　　１　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　２　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

　　　３　添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 確認欄 |
| （１） | 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し |  |
| （２） | 浄化槽法定検査依頼書の写し |  |
| （３） | 工事代金の支払を証する書類 |  |
| （４） | 工事写真 |  |
| （５） | 工事施工状況点検表 |  |
| （６） | 機能保証制度保証登録証（市町村用） |  |
| （７） | その他市長が必要と認める書類 |  |

（要領第８条様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　収 入

　　　　　　　　　　　　　　　　 合併処理浄化槽設置工事請負契約書　　　　　　　　　　　印 紙

（契約）

第１条　発注者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と浄化槽工事業者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、駒ヶ根市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

（工事及び代金）

第２条　この契約は、次に掲げる工事に適用する。

工事の場所　　　駒ヶ根市　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地

工事の期間　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

設置する浄化槽

　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第４条第１項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「ＢＯＤ」という。）除去率９０％以上・法流水のＢＯＤが２０㎎／ｌ（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事請負代金及び支払方法

　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

工事の代金及び支払方法　　１　現金　　　２　その他（　　　　　　　　　　）

（引渡し及び代金の支払い）

1. 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

（工事の監督者）

1. 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第２９条第３項に従い浄化槽設備士

に実地に監督させ、又は、自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

（譲渡等の禁止）

1. 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委任等の禁止）

1. 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（工事の基準）

1. 乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

（工事内容の変更等）

1. 甲は、やむを得ない事由がある場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを乙に求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項による変更、延期、又は中止による損害は、乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

（工期の延長）

1. 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害賠償）

1. 工事の完成引き渡しまでに契約の目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
2. 乙は、設置工事において第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

（書類等の作成）

1. 乙は、設置工事が完了したときは、駒ヶ根市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を整え、甲に提出しなければならない。

（瑕疵の修補）

1. 甲は、設置工事がこの契約の規定又は第７条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

２　甲は、浄化槽法第７条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。但し、その改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

1. 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後５年以内に行わなければならない。

（契約の解除）

1. 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙はこの旨相手方に通告後この契約を解除することができる。
2. 浄化槽の設置等の届出が受理されないとき。
3. 駒ヶ根市合併処理浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。
4. 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

２　前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

1. 甲は、乙が設置工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

1. 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。
2. 第８条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が１０日以上継続したとき。
3. 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
4. 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

２　前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

（違約金及び遅延損害金）

1. 乙の責に帰すべき事由により、引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、遅滞日数に応じ、請負代金総額に対し年８．２５％の割合で計算した違約金を請求することができる。

２　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日までの遅延日数に応じ年８．２５％の割合で計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

（協議）

1. この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲　発注者　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　請負者　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（浄化槽工事業登録番号：　　　　　　　　　　　　）

又は届出番号：（　　　　　　　　　　　　）

工　事　施　工　状　況　点　検　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　　査　　項　　目 | チェックのポイント | 欄 |
| １．流入管渠及び放流管渠の勾配 | 汚物や汚水の停滞がないか。 |  |
| ２．放流先の状況 | 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。 |  |
| ３．誤接合等の有無 | 生活雑排水が全て接続されているか。 |  |
| 雨水や工場排水等が流入していないか。 |  |
| ４．ますの位置及び種類 | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なマスが設置されているか。 |  |
| ５．流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損の恐れ | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。 |  |
| ６．かさ上げの状況 | バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。 |  |
| ７．浄化槽本体の上部及びその周辺の状況 | 保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 |  |
| 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 |  |
| コンクリートスラブが打たれているか。 |  |
| ８．漏水の有無 | 漏水が生じていないか。 |  |
| ９．浄化槽本体の水平の状況 | 水平が保たれているか。 |  |
| 10．接触材等の変形、破損、固定の状況 | 嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 11．ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況 | 各装置に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 空気の出方や水流に片寄りはないか。 |  |
| 12．消毒設備の変形、破損、固定の状況 | 消毒設備に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 薬剤筒は傾いていないか。 |  |
| 13．ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼動状況 | ポンプますに変形や破損はないか。 |  |
| ポンプますに漏水のおそれはないか。 |  |
| ポンプが２台以上設置されているか。 |  |
| 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 |  |
| ポンプの固定が十分行われているか。 |  |
| ポンプの取りはずしが可能か。 |  |
| ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。 |  |
| 14．ブロワーの設置、稼動状況 | 防振対策がなされているか。 |  |
| 固定が十分行われているか。 |  |
| アースはなされているか。 |  |
| 漏電のおそれはないか。 |  |
| 上記のとおり確認したことを証します。　　　　　　　年　　月　　日担当浄化槽設備士氏名　　　　　　　　　　　　　印（浄化槽設備士免状の交付番号　　　　　　　　　） |

設置工事名

施工業者名

**確　　　約　　　書**

私、　　　　　　は、今回　　　　年度駒ヶ根市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請をするにあたり、　　　　年　　月　　日までに住民票を駒ヶ根市に移し、駒ヶ根市　　　　　　番地に生活の本拠を置くことをお約束します。

また、補助金交付後に諸般の事情によって、駒ヶ根市内に生活の本拠を置くことができなかった場合には、先に受領した補助金を速やかに返還することをお約束します。

　　　　年　　月　　日

現住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印